

信用保証協会を利用されるみなさまへ

信用保証協会 団体信用生命保険制度

《保証協会団信》のご案内

事業の維持安定のため、ご家族の安心のため、
《保証協会団信》をお役立てください。

Point
1

万一の場合にも事業承継者や
ご家族の負担を軽減！

Point
2

融資残高に応じた特約料で、
余分な負担がありません！

Point
3

お申込み手続きは簡単！



JFG 一般社団法人
全国信用保証協会連合会

お申込みにあたっては、「申込書兼告知書」にセットされている「ご加入にあたって」(「契約概要」・「注意喚起情報」・「個人情報の取扱いについて」・「正しく告知いただくために」)を必ずご確認ください。

保証協会団信とは・・・

信用保証協会から債務保証を受けた「保証付融資」をご利用の際に申込みいただくことができる、任意加入の団体信用生命保険制度です。

事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的としています。

ご加入の対象となる方

加入対象者は、以下の(1)(2)のいずれかに該当する加入申込日(告知日)現在 満20歳以上 満71歳未満の方(※)です。(加入継続できる年齢の上限は満75歳となった日の属する弁済責任期間の末日までとなります。)

(1) 個人事業主

(2) 中小企業基本法第2条第1項、または、信用保証協会法第20条第4項に定める「中小企業者」に該当する法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人(複数いる場合は、そのうちの1名に限ります。)

※信用保証協会から信用保証を伴って融資(金額100万円以上2億円以下、期間1年(365日)以上の賦払償還債務)を受けていること(すでに受けられている当保証協会団信付融資の残高を含め合算して2億円以下となります。)、および生命保険会社から保証協会団信の被保険者となることについて承諾を得ることが必要となります。(健康状態等によっては、加入できない場合があります。)

保証協会団信の特色は・・・

1 万一の場合、事業承継者やご家族の負担が軽減されます。

債務が全額返済されないうちに、代表者の方に死亡もしくは所定の高度障がい状態(※1)といった不測の事態が生じた場合、全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受取る保険金をもとに残債務額を金融機関に弁済します。(※2)

※1 「障がい」の表記)当「信用保証協会 団体信用生命保険制度《保証協会団信》のご案内」では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語も含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

※2 ・弁済額は、信用保証協会の保証割合にかかわらず、被保険者の残債務額となります。
・申込時に告知いただいた内容が事実と相違していたり、または事実を告知されなかった場合には保険金が支払われないことがあります。また、長期にわたり債務の返済が延滞していた場合には、利息の一部が弁済されないことがあります。

2 融資残高に応じた特約料です。

保証協会団信加入にあたり支払いいただく特約料(年払)は、団体保険としての割引が適用されたご加入いただきやすい特約料です。

毎年1回の支払時の融資残高をもとに計算されるため、余分な負担がありません。

特約料の試算は
こちらから

入力は借入の
「金額」と「期間」のみ！

<https://www.zenshinoren.or.jp/simulation/>

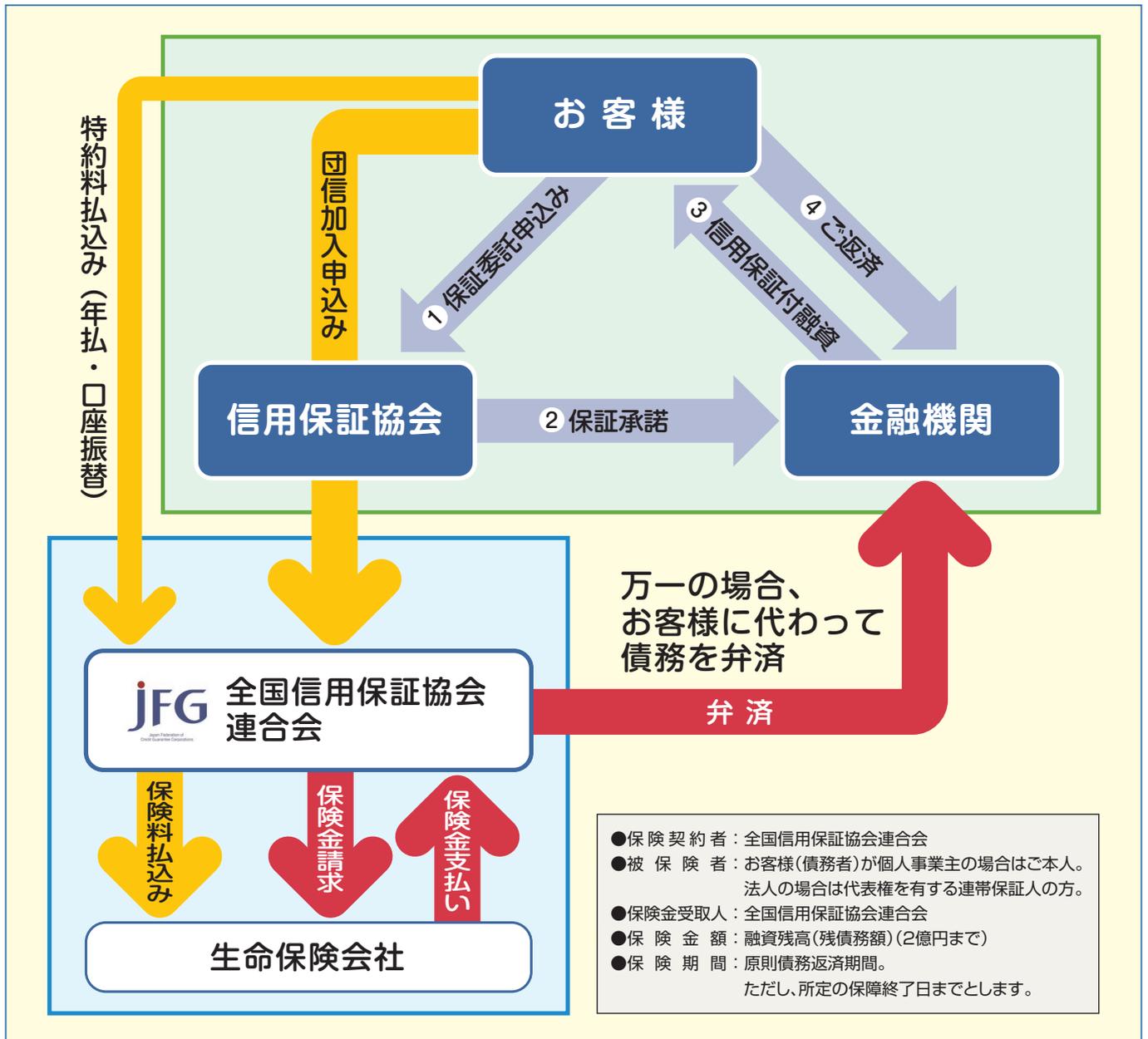


3 お申込み手続きは簡単です。

お申込み手続きは**健康状態等の告知**による手続きで、医師の診査は不要です。(※)

※お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円を超える場合には、所定の「健康診断結果証明書」のご提出が必要となります。

保証協会団信のしくみ



ご加入手続き	保障開始	保険事故発生 保険金請求	残債務の弁済
<p>信用保証協会に保証申込みを行う際に、加入手続きを行います。</p> <p>■必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書 ◇ 「保証協会団信」申込書兼告知書 <p>(今回お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円を超える場合には所定の「健康診断結果証明書」のご提出が必要となります)</p>	<p>融資実行日に保障開始</p> <p>(ただし、引受生命保険会社から保証協会団信の被保険者となることについて承諾を得た方に限ります)</p>	<p>被保険者の死亡、または所定の高度障がい状態に該当</p> <p>■必要書類</p> <p>〈死亡の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 死亡事実の記載のある住民票 ◇ 死亡診断書(死体検案書) ◇ 償還予定表・償還履歴表等 <p>〈高度障がいの場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 所定の障がい診断書 ◇ 償還予定表・償還履歴表等 	<p>信用保証協会の保証割合にかかわらず、お客様の残債務が全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受取った保険金をもとに弁済されます。</p>

よくあるご質問

Q 保証協会団信に加入しないと、信用保証を受けることはできないのですか？

A いいえ。保証協会団信への加入は任意です。
保証協会団信の加入申込みをしなくても、保証協会の保証の諾否に影響はありません。

Q 現在傷病がありますが、保証協会団信に加入できますか？

A 傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。現在の健康状態によっては、加入いただける場合がありますので、『保証協会団信』申込書兼告知書の告知事項欄に事実をありのまま正確に告知してください。なお、告知の内容が事実と相違していた場合、または事実を告知されなかった場合は保険金が支払われない場合がありますので、被保険者となられる方で本人が正確にもれなくご記入ください。

Q 特約料とは何ですか？

A お客様に、保証協会団信ご加入の対価としてご負担いただく費用です。毎年1回、ご指定の口座から口座振替にて支払いいただきます。なお、保険料は保険会社と保険契約を結んでいる全国信用保証協会連合会が支払っています。

Q 融資金額が1,000万円の場合、特約料はいくら位になりますか？ 特約料のご案内（通知）はいつ頃届くのですか？

A 特約料は融資期間によって異なりますが、このパンフレットに差込んであるビラに、元金均等返済で据置期間なしの場合の目安表が記載されているのでそちらを参考にしてください。ただし、目安表は「融資金額100万円の場合」ですので、目安表の金額をすべて10倍してください。

全国信用保証協会連合会ホームページでは、借入金額と借入期間の入力のみで特約料を試算いただくことができます。（当パンフレット1ページをご参照ください。）

特約料のご案内（通知）は、初年度については原則融資実行月の翌月中旬、次年度以降は融資実行月の中旬に、申込時に『保証協会団信』申込書兼告知書に記入いただいた宛先・住所へ郵送されます。なお、特約料は今後変更される場合があります。

Q 法人の代表者が変更になった場合、新しい代表者は保証協会団信に加入できますか？

A 新しい代表者が加入資格を満たしていれば加入申込みが可能です。その場合は新しい代表者について『保証協会団信』申込書兼告知書および「団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書」を速やかにご提出ください。

Q 保証協会団信を途中で脱退できますか？ その場合、すでに支払った特約料は返戻されるのですか？

A 途中で脱退することは可能です。途中で脱退を希望される場合は、任意脱退届を金融機関の窓口へ提出いただく必要があります。なお、すでに支払いただいた特約料は返戻いたしません。特約料の弁済責任期間（支払いいただいた特約料により保障が継続される期間）の終了までは保障が継続されます。

保証協会団信専用ダイヤル

0120-966-023（通話料無料）

03-6823-1203

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
（祝日、年末年始を除く）

一般社団法人
全国信用保証協会連合会

〒101-0048
東京都千代田区神田司町二丁目1番地
オーク神田ビル9階

URL：<https://www.zensinhoren.or.jp/danshin/>